

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

公表日：2024年6月1日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	58.7%
正社員	77.0%
パート・有期社員	56.1%

対象期間 2023事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

賃金 基本給、超過労働に対する給与、賞与を含み、退職手当を除く

正社員 出向者については、給与を直接支払いとなる者は含み、出向元が支払う者は除く。

パート・有期社員 有期契約社員、パートタイマー、短時間勤務者を含み、派遣社員を除く。

差異についての補足説明

〈正社員〉

正社員の男性は運転職が大半を占め、女性は事務職が大半を占めており、職種により賃金差異が生じる為

〈パート・有期社員〉

パート・有期社員の男性も運転職が大半を占め、準社員、再雇用運転士も含まれ、女性は、短時間勤務者も多く在籍している為